

【重要・新型コロナウイルス感染症対策】 当園を訪問される業者の皆様へ

当園では、新型コロナウイルス感染症対策として、入所者との接触制限等を行っており、運営上不可欠な用務を行う外部者の入園（概ね 15 分以上）の際は、訪問毎に入園許可証を交付の上、入園可能としておりますので、以下の手続及び注意事項にご協力ください。

■入園時の手続及び注意事項

1. 入園時には、まず管理棟 1 階の会計課にお立ち寄りいただき、体温測定し、入園許可証使用簿にご記入ください。入園可能（体温 37.5℃未滿等）な方には、「入園許可証」を交付いたします。
2. 用務を終えたら、会計課に「入園許可証」を返却し、入園許可証使用簿に返却時間を記入してお帰りください。
3. 入園中は必ずマスクを着用してください。
4. 用務前後に必ず手指消毒を実施してください。
5. 入園中に体調不良になった場合は、会計課職員に直ちに報告し速やかに退園してください。



令和 3 年 1 月
会計課 長